

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う
社債等に関する業務規程施行規則等の一部改正について

1 改正趣旨

所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）により、平成 28 年 1 月 1 日に、債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）に係る関係法令が施行されることに伴い、「社債等に関する業務規程施行規則」（以下「社債等施行規則」という。）及び「社債等振替制度に係る手数料に関する規則」（以下「社債等手数料規則」という。）を一部改正するとともに、その他所要の整備を行う。

2 改正概要

(1) 区分口座体系の見直し

一般債振替制度において、口座管理機関による源泉徴収の開始や課税種別間の振替制限を廃止すること等に伴い、区分口座の体系を変更するための所要の改正を行う。

主な改正内容については、次のとおり。

- (a) 信託口 (1) ～ (4) に係る課税種別における課税分の廃止
- (b) 顧客口に係る課税種別（源泉徴収不適用分等／課税分）の廃止
- (c) 非居住者等口の顧客口への統合

（社債等施行規則第 1 条、第 27 条の 36、第 27 条の 40、第 32 条、別表 2、社債等手数料規則別表）

(2) 課税情報申告の取扱い等の見直し

一般債振替制度において、口座管理機関による源泉徴収分及び非居住者非課税制度対象分について支払代理人に通知を行う等のための所要の改正を行う。

主な改正内容については、次のとおり。

- (a) 口座管理機関源泉徴収分に係る税区分の新設
- (b) 非居住者非課税制度対象分に係る税区分の新設
- (c) 利子計算期間中の所有期間按分に係る税区分（分かち）の見直し

（社債等施行規則第 27 条の 36、第 27 条の 38、第 32 条、別表 5）

(3) 課税種別間の振替制限の廃止

一般債振替制度において、課税種別間の振替制限を廃止するための所要の改正を行う。

(社債等施行規則第1条、第27条の14、第27条の23、第32条、別表3、別表4)

(4) その他規定等の整備

形式的な文言の修正等を行う。

(社債等施行規則第27条の36、第27条の38、第32条、別表2)

3 施行日

平成28年1月1日から施行する。

以 上